

令和7年11月12日

土佐国道事務所

高知県

安芸市

E55

阿南安芸自動車道 奈半利安芸道路(安田～安芸)

安芸市区間で初めての設計協議が完了！

～ 地元関係機関と設計協議調印式を開催～

阿南安芸自動車道 奈半利安芸道路(安田～安芸)の高知県安芸郡安田町東島～高知県安芸市伊尾木(延長9.1km)の道路予定地のうち、安芸市伊尾木地区(延長1.1km)において、地元関係機関との設計協議が合意に達したことから、以下のとおり設計協議調印式(以下「調印式」)を開催します。今回の調印は、奈半利安芸道路(安田～安芸)の安芸市区間において初めての調印式になります。

日時：令和7年11月19日(水) 14時30分～(1時間程度)

会場：安芸市役所 2階応接室 高知県安芸市土居 82番地 1

調印者：奈半利安芸道路 伊尾木地区対策協議会会長

国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所長

高知県 土木部長

安芸市長

その他：調印式は公開で行います。

※取材については、令和7年11月18日(火)12時までに「別紙-1」にて申込みをお願いします。

※設計協議により、道路用地が確定し用地取得に向けての準備が整ったことになります。詳しくは、参考資料2をご覧ください。

土佐国道事務所ホームページ <https://www.skr.mlit.go.jp/tosakoku/>X(旧Twitter)情報 https://twitter.com/mlit_tosa

ホームページ



X(旧Twitter)

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】及び【No. 5 地域の自立・持続的発展に向けた「資国」産業競争力強化プロジェクト】の取組に該当します。

(発表先) 高知県政記者クラブ

問い合わせ先(○主な問い合わせ先)

国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所 電話 088-884-0359(代表)

副所長(改築) 雑賀 光(内線 204)

○調査課長 山下 浩昌(内線 451)

高知県 道路課 電話 088-823-9834

安芸市 建設課 電話 0887-35-1014

チーフ(企画担当)

課長

福永 英世
こんどう まさひこ
近藤 雅彦

国土交通省 四国地方整備局

土佐国道事務所 調査課 宛

申込先： (E-mail) skr-tosaka61@mlit.go.jp

奈半利安芸道路（安田－安芸）
設計協議調印式

取 材 申 込 書

必要事項をご記入のうえ、令和7年11月18日(火)12時までにメールにてお申し込みください。

貴 社 名	
連 絡 先	TEL : E-mail :
取 材 者 (代表者) 氏 名	
取材者人数	人
連絡事項等	

<留意事項>

- ・ 報道関係の方の取材・撮影は、主催者の指示に従うようご協力をお願いします。

1. 事業概要

国道55号奈半利安芸道路(安田～安芸)は、四国8の字ネットワークを形成する阿南安芸自動車道の一部となる全長9.1kmの自動車専用道路です。

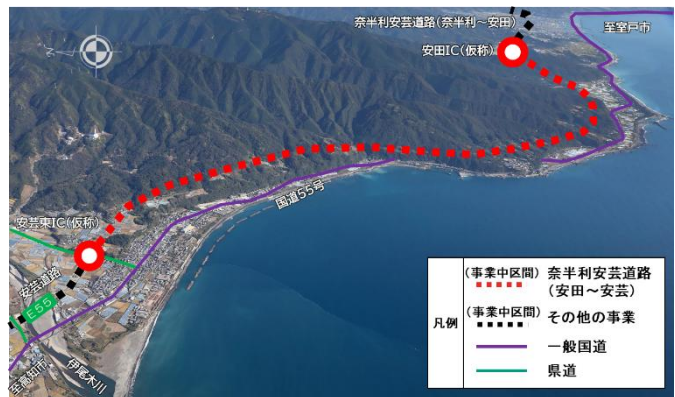
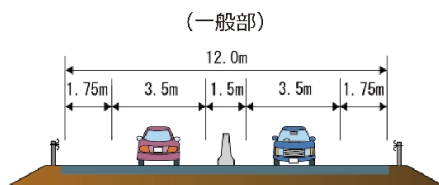
南海トラフ地震発生時に住民の避難や緊急物資の輸送を支える「命の道」として機能する信頼性の高い道路ネットワークを形成するとともに、物流拠点や空港、高次救急医療機関等へのアクセス向上により、高知県東部地域における産業振興や観光振興、緊急輸送など医療活動を支援することを目的とした道路になります。

令和4年度に高知県安芸郡安田町東島から高知県安芸市伊尾木を事業化し、調査・設計を推進しています。

■ 計画諸元

- 区 間／自：高知県安芸郡安田町東島／至：高知県安芸市伊尾木
- 構 造 規 格／第1種第3級(自動車専用道路)
- 設 計 速 度／80km/h
- 延 長／9.1km
- 幅 員 構 成／12m(1.75+3.5+1.5+3.5+1.75)
- 事業化年度／令和4年度

■ 標準断面図



2. 調印内容

安芸市伊尾木地区において、道路構造(本線道路構造、側道、付替・取付道、水路及び用排水路)などの協議が基本的合意に達したため、これらについて関係機関等で確認するものです。

E55

阿南安芸自動車道 奈半利安芸道路(安田～安芸)ができるまで

1 事業化

地域の土地利用状況や道路のネットワークを考慮し、開発計画や自然環境との調和が図られる総合的に優れたルートを選定します。



2 地元説明

事業計画を説明し、測量等に伴う立ち入りをお願いします。



3 測量・調査

基準点の設置、中心杭打設、縦断及び横断測量、地形図作成等の測量や地質調査等を実施します。



4 設計

道路や橋、トンネルなどの設計を行います。



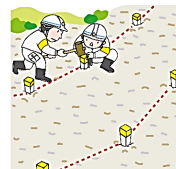
5 設計協議

道路構造を説明するとともに、水路、付替道路等の構造について協議します。



6 用地幅杭打設 完了

道路の建設に必要な幅を示す杭を現地に打設します。



用地幅杭打設完了で設計協議の調印となります。

今後の予定

7 境界立会

民々境界、官民境界を現地に立て立会します。



8 用地測量調査

用地測量、建物、工作物、立木、その他補償対象物件の調査をします。



9 用地補償説明

用地測量、調査に基づき土地価格、建物等の補償について説明します。



10 用地契約

合意後、契約金をお支払いします。



11 工事

設計に基づいて、トンネルや橋などをつくります。



12 開通

事業化から工事まで、いろいろな方の協力によって快適な道路が開通します。

